

報第 3 号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

標記の規則改正について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第 4 条の規定により、次のとおり専決したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 6 日 提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

記

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和 37 年 5 月 2 日規則第 48 号）の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設された。これに伴い、「岐阜県教育職員免許法施行規則」を改正するもの

2 主な改正点

「宣誓書」の様式（別記第6号様式）の「禁錮」に関する文言を修正

3 施行日

令和7年6月1日（改正法の施行日）

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「禁錮以上の刑に処せられた者」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）」と改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）新旧対照表

（新）		（旧）	
目次	略	目次	略
第一章から第五章まで	略	第一章から第五章まで	略
付則	略	付則	略
別記		別記	
第1号様式から第5号様式まで	略	第1号様式から第5号様式まで	略

第6号様式（第9条―第12条の2、第22条関係）

宣 誓 書

わたくしは、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）
- 2 公立学校の教員であつた際懲戒免職の処分を受け、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

第7号様式から第21号様式まで 略

第6号様式（第9条―第12条の2、第22条関係）

宣 誓 書

わたくしは、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 公立学校の教員であつた際懲戒免職の処分を受け、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号若しくは第3号に該当するとして分限免職処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

第7号様式から第21号様式まで 略

付表第一から付表第七まで 略

付則付表第一から付則付表第十二まで 略

付表第一から付表第七まで 略

付則付表第一から付則付表第十二まで 略